

国民健康保険関係の手続きには

原則として、**マイナンバー(個人番号)**の記載が必要です。

マイナンバー制度の概要

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(番号法)が成立し、マイナンバー制度(社会保障・税番号制度)の導入が決まりました。

番号制度では、住民票を有する全ての人に12桁のマイナンバー(個人番号)が付番されます。

マイナンバーを利用して、国や地方公共団体等が持つ社会保障、税等の個人情報を効率的に管理し、個人情報の保護に配慮しつつ他の機関と情報連携を行うことで、国民の利便性の向上、行政の効率化、公平・公正な社会を実現することを目的としています。

国民健康保険分野でマイナンバーを利用すると、

記載された申請書をもとに、他市区町村から転居した人の所得情報の取得が迅速に行われることで、保険税の算定、給付の支給決定等が速やかに行われます。

マイナンバーの記載が必要な手続き

資格・賦課関係

国民健康保険への加入届(転入、会社等の健康保険をやめた、出生、生活保護廃止)、国民健康保険からの脱退届(転出、会社等の健康保険に加入した、死亡、生活保護開始)、住所・世帯主・世帯・名前の変更届、住所地特例適用の届出、国民健康保険被保険者証等喪失届・再交付申請、修学に係る被保険者証交付申請、国民健康保険基準収入額適用申請、介護保険適用除外に関する届出

給付関係

限度額適用・標準負担額減額認定申請、食事療養費標準負担額差額支給申請、特別療養費支給申請、移送費支給申請、特定疾病療養受療証交付申請、高額療養費支給申請、高額療養費(外来年間合算)支給申請、高額介護合算療養費支給申請

納税関係

特別の事情に関する届出、原爆一般疾病医療費の支給等に関する届出

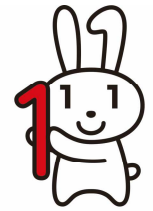
利用目的

福山市が行う国民健康保険事務では、国民健康保険被保険者(擬制世帯主を含む)のマイナンバーをつぎの目的で利用します。

1. 国民健康保険の資格管理に関する事務
2. 国民健康保険税の賦課・徴収に関する事務
3. 国民健康保険の給付に関する事務



マイナンバー確認のための必要書類



マイナンバー

マイナンバー確認の際は、マイナンバーの確認と身元（実在）の確認をさせていただきます。

下記必要書類のほかに、届出に該当する被保険者のマイナンバーを確認できるものをお持ちください。

●届出人が世帯主であるとき

マイナンバーの確認	身元（実在）の確認
マイナンバーカード	《マイナンバーカードは、両方の確認ができます》
《マイナンバー確認用と身元（実在）確認用に、それぞれ証明書等が必要です》	
マイナンバーの通知カード マイナンバーが記載された住民票 住民票記載事項証明書	<div style="text-align: center;">+</div> 【顔写真付きの書類】 運転免許証・パスポート・在留カードなど 【顔写真のない書類】…2つ以上必要 公的医療保険被保険者証・年金手帳 児童扶養手当証書・社員証・公共料金の領収書 源泉徴収票・印鑑登録証明書など

●届出人が世帯主以外（代理人）であるとき

代理権の確認と世帯主のマイナンバー確認及び代理人の身元（実在）確認が必要です。

【代理権の確認】

任意代理人の場合	法定代理人の場合
委任状（住民票が同一世帯の場合は省略可）①	戸籍謄本その他その資格を証明する書類 ②
① ,②がない場合…世帯主のマイナンバーカード・運転免許証・健康保険証 など	

【世帯主のマイナンバー確認及び代理人の身元（実在）確認】

世帯主のマイナンバー確認	代理人の身元（実在）確認
<世帯主の> マイナンバーカード マイナンバーの通知カード マイナンバーが記載された住民票 住民票記載事項証明書	<代理人の> 【顔写真付きの書類】 マイナンバーカード・運転免許証・パスポート 在留カードなど 【顔写真のない書類】…2つ以上必要 公的医療保険被保険者証・年金手帳 児童扶養手当証書・社員証・公共料金の領収書 源泉徴収票・印鑑登録証明書など